徳島県

「徳島県薬物の濫用の防止に関する条例」の制定

現状

- ◇ いわゆる「脱法ハーブ」など、有害薬物の使用者が増加
 - (健康被害が多発、救急搬送される事例が複数発生)
- ◇ 新たな類似薬物が次々に流通し、法規制が追いつかない

新たな対策の創設

条例の制定

全国で「4例目!」

<主な規定>

- ・薬事法で定める「大臣指定薬物」の使用、所持等の禁止
- 国の法規制から漏れた有害な薬物の県独自指定及び製造、販売等の禁止
- ・禁止規定に違反した者への警告や罰則

<施行期日>

・ 平成24年12月21日(ただし、規則、罰則等に係る規定については、平成25年2月1日)

<禁止行為と罰則等の一覧>

	禁止行為	警告	命令	行為違反	命令違反
薬事法規制の 指 定 薬 物	販売・授与目的の所持	•			
	みだりに使用, みだりに使用目的の所持	•			
	場所の提供,あっせん	•			
	製造,栽培	•	•	1年以下懲役又は 50万円以下罰金	2年以下懲役又は 100万円以下罰金
	販売, 授与, 販売・授与目的の所持 みだりに使用	•	•	1年以下懲役又は 50万円以下罰金	2年以下懲役又は 100万円以下罰金
	みだりに使用, みだりに使用目的の所持	•			
	広告	•	•		1年以下懲役又は 50万円以下罰金
	場所の提供,あっせん				
立入	立入拒否,虚偽答弁等			20万円以下罰金	

◇違法な薬物を県内に「持ち込ませない」「濫用させない」との気運の醸成 ◇より一層の薬物濫用防止対策の推進

県民の健康と安全を守り、健全な社会の実現!

和歌山県

「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」の概要について

~ 脱法ハーブなどの薬物の濫用の根絶を目指して ~

知事監視製品制度 【本県独自の規制】

○知事監視製品 とは

精神作用等を及ぼすおそれがあり、本来の用途に反して身体に使用されるおそれ のある製品

○インターネットでの広告や広告以外の情報(※)等から製品自体を指定

□ 迅速な 規制

※病院・診療所の医師等から脱法ドラッグ乱用による中毒事例の情報提供(義務化)あり

〇販売業者の義務

- 1 販売業の届出
- 2 購入者への使用方法の説明書交付・説明
- 3 購入者から誓約書の受取
- 4 仕入記録作成
- 5 関係書類保存



違反者:警告→命令・公表→罰則(間接罰)

〇購入者の義務

- 1 販売業者への誓約書提出 (販売業者以外の場合、知事に提出)
- 2 誓約書・説明書の内容遵守



違反者:警告→過料

知事指定薬物制度

〇知事指定薬物 とは

精神作用等を及ぼし、人の健康に被害が生じるものとして確定できたもの

<u> 〇禁止行為</u>

- 1 製造・栽培の禁止
- 2 販売授与・販売授与目的所持の禁止



違反者: 警告→命令・公表→罰則(間接罰) ※1及び2のみ 直罰もあり

〇所持する者の義務【本県独自の規制】

所持する知事指定薬物の廃棄義務



違反者:過料

薬事法指定薬物

〇所持する者の義務【本県独自の規制】

所持する薬事法指定薬物の廃棄義務

□ 違反者:過料

スケジュール

- ●平成24年12月議会 可決 ※公布の日(12月28日予定)から一部施行(規制、罰則以外)
- ●平成25年4月1日 全面施行